

●改正前の定期報告対象建築物

用途		規模等
(1)	劇場、映画館又は演芸場	F \geq 3、地階、A \geq 200平方メートル又は用途の主階が1階にないもの
(2)	観覧場(屋外観覧場を除く。)、公会堂又は集会場	F \geq 3、地階又はA \geq 200平方メートル
(3)	病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る。)、老人ホーム、児童福祉施設等又は共同住宅若しくは寄宿舍(サービス付き高齢者向け住宅又は老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第17項に規定する共同生活援助を行う事業の用に供するものに限る。)	F \geq 3、地階又はA \geq 300平方メートル
(4)	旅館又はホテル	F \geq 3、地階又はA \geq 300平方メートル
(5)	学校、体育館、博物館、美術館、図書館、ポーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場	F \geq 3又はA \geq 2,000平方メートル
(6)	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、飲食店、公衆浴場、待合、料理店又は物品販売業を営む店舗(床面積が10平方メートル以内のものを除く。)	F \geq 3、地階又はA \geq 500平方メートル

備考

- 1 F \geq 3は、3階以上の階でその用途に供する部分を有するものとする。
- 2 地階は、地階でその用途に供する部分を有し、かつ、当該部分の床面積が100平方メートルを超えるものとする。
- 3 Aは、その用途に供する部分の床面積の合計とする。